

2008/01/24

農林水産省生産局
農産振興課鳥獣害対策担当御中

鳥獣による農林水産業等に係わる被害の防止のための
施策を実施するための基本方針についての意見

弥永健一（生命の輪）
埼玉県比企郡嵐山町千手堂 497-4

1) 基本的な事項について：(p.1)

農林水産業推進策、とりわけ地産地消促進策が十分な効果を挙げていない状況も、問題の要因のひとつであることについての記述が必要である。

(国内外のグローバル企業が重視される一方、農林水産業が軽視されてきたことなかで、農山村の過疎化なども解消されない現状がある。食料の4割強を輸入品に依存している現況は危機的なものであり、フードマイレージについて考えても、気候変動を引き起す要因にもなっている。鳥獣による被害対策にも増して、農政改革こそ重要課題である。)

2) 実施体制：(p.7~8)

地域住民による理解、協力が必要であり、そのためには同意形成が必要である。また、鳥獣の生息地、生態についての知見に富むものによる助言、指導が是非とも必要であることについての記述が必要である。

3) 実施隊員の指名、任命：(p.8~9)

密猟（未遂を含む）を行った者は隊員に指名、任命しない。また、隊員のなかで、乱獲、動物虐待行為を行ったものは速やかに解任するべきである。

4) 捕獲体制：(p.9~10)

捕獲に際して鳥獣保護法、文化財保護法等関連法規についての十分な理解能力に欠ける者は、捕獲の担い手から除く。また、乱獲、動物虐待行為を行った者は担い手から排除する。わな設置に際しては、設置者、連絡先、設置目的を明記したプレート等を個別のわなに設置し、すべてのわなを毎日一回は見回ることを条件とする。誤獲があった場合には必要に応じて手当などを行い、速やかに解放すること。また、捕獲個体については、奥山放獣などの選択肢をも考慮し、やむを得ず殺害する場合にはみだりに苦しめることの無いような

処置をとること。

5) 侵入防止柵設置：(p.10)

不必要に鳥獣の移動を妨げ、よって当該地域の生態系攪乱をもたらすことのないようにすること。

6) 追い払い活動：(p.11~12)

犬を使用する場合には、飼い主、管理者を特定すること。また、犬が目的外の行動、特に対象外鳥獣の生息地攪乱、鳥獣の殺傷などをした場合には速やかにその犬の放し飼いは中止し、持ち主、管理者の責任を問うべきである。

7) 許可権限委譲事項：(p.21)

捕獲についての許可同意に関しては、それが捕獲に替わる被害防除努力が十分になされ、それにも係わらず被害が解決されない場合に限って同意することとする。

8) 牛などの放牧：(p.22)

水系汚染、生息地攪乱などが起らないことを条件とするべきである。

9) 自衛隊による協力：(p.23)

比較的大規模な造成作業、緩衝地帯設置を計画する場合には、計画段階において生態系に対する負担、生息地攪乱に係わる影響評価を行い、生態系について知見を持つ者による意見を聴取した上で、住民による同意を得ることを計画実施の条件とすること。